

現在	改定(案)	備考
<p>第1章 総則</p> <p>第1条(名称) 本会は、同志社校友会栃木県支部と称する。</p> <p>第2条(目的) 本会は、会員相互の親睦をはかり、交誼を厚くするとともに、同志社と 会員の関係を密接にし、かつ同志社の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条(事務所) 本会は、事務所を栃木県宇都宮市西3丁目5番11号日本基督教団四條町教会内に置く。</p> <p>第4条(事業) 本会は、次の事業を行う。 1.会員名簿の発行 2.前号のほか目的達成に必要な事項</p> <p>第2章 会員および会費</p> <p>第5条(会員) 本会は、<u>校友会会則第7条に該当する者</u>で、栃木県内に居住または勤務する者を会員とする。</p> <p>第6条(会費) 本会は原則として年会費は徴収しない。</p> <p>第3章 会員総会</p> <p>第7条(定時総会) 定時総会は、毎年1回栃木県内において開催する。</p> <p>第8条(臨時総会) 本会は、理事会の決議により臨時総会を開催することができる。</p> <p>第9条(総会の招集) 総会は支部長が招集する。総会の目的、期日および場所は、期日より2週間前に会員に通知しなければならない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条(名称) 本会は、同志社校友会栃木県支部と称する。</p> <p>第2条(目的) 本会は、会員相互の親睦をはかり、交誼を厚くするとともに、同志社と 会員の関係を密接にし、かつ同志社の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条(事務所) 本会は、事務所を栃木県内に置く。</p> <p>第4条(事業) 本会は、次の事業を行う。 1.会員名簿の作成・整備 2.前号のほか目的達成に必要な事項</p> <p>第2章 会員および会費</p> <p>第5条(会員) 本会は、<u>同志社大学その他学校法人同志社傘下の各学校に在籍した者</u>で、栃木県内に居住または勤務する者を会員とする。</p> <p>第6条(会費) 本会は、<u>原則</u>として年会費は徴収しない。</p> <p>第3章 会員総会</p> <p>第7条(定時総会) 定時総会は、毎年1回栃木県内において開催する。</p> <p>第8条(臨時総会) 本会は、理事会の決議により臨時総会を開催することができる。</p> <p>第9条(総会の招集) 総会は、<u>支部長</u>が招集する。総会の目的、期日および場所は、期日より2週間前に会員に通知しなければならない。</p>	

現在	改定 (案)	備考
<p>第 10 条(総会の決議) 総会の決議は出席会員の過半数をもって決定する。なお、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、会則を変更する場合は出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。</p> <p>第 4 章 役員および役員会</p> <p>第 11 条(役員) 本会に、次の役員を置く。 支部長 1 名 副支部長 2 名 理事 若干名 監事 2 名</p> <p>第 12 条(役員の選出) 役員は、総会において会員の中より選出し、その任期は 3 年とする。ただし、再選を妨げない。</p> <p>第 13 条(支部長) 支部長は、支部を統括し総会および理事会の議長となり、本会を代表してその決議の執行にあたる。</p> <p>第 14 条(支部長の選任) 支部長は、理事の互選により選出する。</p> <p>第 15 条(副支部長) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故あるときはこれを代行する。</p> <p>第 16 条(副支部長の選任) 副支部長は、理事会の承認を得て理事の中から支部長が選任する。</p> <p>第 17 条(理事) 理事は、本会組織の根幹となって理事会の決議に参加するとともに、決議の執行に当り、本会の目的達成に努める。</p> <p>第 18 条(理事会の召集および決議) 理事会の招集および決議は、会員総会の規定を準用する。</p> <p>第 19 条(総会の承認事項) 理事会は、次の事項を総会に提出して、その承認を受けなければならない。 1.前年度事業報告および収支決算</p>	<p>第 10 条(総会の決議) 総会の決議は、出席会員の過半数をもって決定する。なお、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、会則を変更する場合は出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。</p> <p>第 4 章 役員および役員会</p> <p>第 11 条(役員) 本会に、次の役員を置く。 支部長 1 名 副支部長 2 名以内 理事 若干名 監事 2 名以内</p> <p>第 12 条(役員の選任) 役員は、総会において会員の中より選任し、その任期は選任から 3 年後の定時総会の終了時までとし、再選を妨げない。ただし、任期途中で選任された役員の任期は残任期の満了までとする。</p> <p>第 13 条(支部長) 支部長は、支部を統括し総会および理事会の議長となり、本会を代表してその決議の執行にあたる。</p> <p>第 14 条(支部長の選任) 支部長は、理事の互選により選定し、総会において選任する。</p> <p>第 15 条(副支部長) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故あるときはこれを代行する。</p> <p>第 16 条(副支部長の選任) 副支部長は、理事会の承認を得て理事の中から支部長が指名し、総会において選任する。</p> <p>第 17 条(理事) 理事は、本会組織の根幹となって理事会の決議に参加するとともに、決議の執行に当り、本会の目的達成に努める。</p> <p>第 18 条(理事会の召集および決議) 理事会の招集および決議は、会員総会の規定を準用する。</p> <p>第 19 条(定時総会の承認事項) 理事会は、次の事項を定時総会に提出して、その承認を受けなければならない。 1.前年度事業報告および収支決算</p>	

現在	改定 (案)	備考
<p>2.当年度事業計画および収支<u>決算</u></p> <p>3.その他理事会において重要と認めた事項</p> <p>第 20 条(理事会の職務) 理事会の職務は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.予算および決算に関する事項 2.総会の決議事項の執行 3.総会に付議する事項 4.その他重要な事項 <p>第 21 条(監事) 監事は、財務書類を監査し、総会に報告しなければならない。 なお、監事は理事会に出席して意見を述べるができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 <u>22</u> 条(委員会) 本会は、必要に応じて委員会を設けることができる。委員は、会員の中から支部長が委嘱する。</p> <p>第 5 章 会計</p> <p>第 <u>23</u> 条(経費) 本会の運営に必要な経費は次のように賄う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.都度会費 2.寄付金および広告費 3.校友会本部 <u>より</u>の <u>校友会費徴収代行手数料</u> <p>第 <u>24</u> 条(年度) 本会の年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.この会則は平成 13 年 10 月 13 日から施行する。 2.この会則制定の日に選出された役員の任期は、平成 16 年 3 月 31 日までとする。 	<p>2.当年度事業計画および収支<u>予算</u></p> <p>3.その他理事会において重要と認めた事項</p> <p>第 20 条(理事会の職務) 理事会の職務は、<u>次</u>のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.予算および決算に関する事項 2.総会の決議事項の執行 3.総会に付議する事項 4.その他重要な事項 <p>第 21 条(監事) 監事は、財務書類を監査し、<u>定時</u>総会に報告しなければならない。なお、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p><u>第 22 条(顧問)</u> <u>本会は、顧問を置くことができる。</u> <u>2 顧問は、理事会で推薦し、総会において選任する。なお、その任期は、選任の都度定める。</u> <u>3 顧問は、本会の発展のために、相談に応じるほか、総会及び理事会に出席して意見を述べるこ</u> <u>とができる。</u></p> <p>第 <u>23</u> 条(委員会) 本会は、必要に応じて委員会を設けることができる。委員は、会員の中から支部長が委嘱する。</p> <p>第 5 章 会計</p> <p>第 <u>24</u> 条(経費) 本会の運営に必要な経費は、<u>次</u>のように賄う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.都度会費 2.寄付金および広告費 3.校友会本部 <u>から</u>の <u>支援金</u> <p>第 <u>25</u> 条(年度) 本会の年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.この会則は平成 13 年 10 月 13 日から施行する。 2.この会則制定の日に選出された役員の任期は、平成 16 年 3 月 31 日までとする。 <p><u>附則</u> <u>この会則は、令和 4 (2022) 年 6 月 日から施行する。</u></p>	